

平成25年度横浜市港湾整備事業費会計予算

平成25年度横浜市の港湾整備事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,470,580千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

平成25年2月15日提出

横浜市長 林 文子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,305,313 ^{千円}
	1 使用料	1,305,313
2 財産収入		4,440,475
	1 財産運用収入	28,075
	2 財産売払収入	4,412,400
3 繰越金		72,127
	1 繰越金	72,127
4 諸収入		264,165
	1 貸付金元利収入	132,433
	2 雑収入	131,732
5 市債		2,388,500
	1 市債	2,388,500
歳 入 合 計		8,470,580

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		8,470,580 ^{千円}
	1 管 理 費	1,177,937
	2 港 湾 施 設 整 備 費 貸 付 金	2,388,500
	3 公 債 費	486,743
	4 一 般 会 計 繰 出 金	4,412,400
	5 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		8,470,580

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備費 貸付金	千円 2,388,500	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は平成25会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	% 5.0以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	2,388,500			